ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health , Labour and Welfare

Press Release

平成22年11月15日
職業安定局　派遣・有期労働対策部
若年者雇用対策室
(担当・内線)
室　　長　久知良　俊二　(5862)
室長補佐　仙田　　亮　　(5691)
(電 話 代 表) 03-5253-1111
(夜 間 直 通) 03-3597-0331

3年以内既卒者は新卒枠で応募受付を！！
～「青少年雇用機会確保指針」が改正されました～

新卒者の就職環境は依然として厳しく、また、平成22年３月卒の新卒者のうち未就職の者は約７万５千人（前年度比約３万１千人増）にのぼっており、いったん卒業すると新卒枠への応募機会が極めて限定されるため、既卒者の就職環境もますます厳しさを増しています。

このため、今般、雇用対策法に基づく「青少年の雇用機会の確保等に関して事業主が適切に対処するための指針」（※）を一部改正し、本日公布・施行しました（別添１）。今般の改正では、事業主は、学校等の新卒者の採用枠に学校等の卒業者が学校等の卒業後少なくとも３年間は応募できるようにすべきものとすること等を新たに盛り込みました（別添２）。

厚生労働省においては、本日、厚生労働大臣から主要経済団体に対して青少年の雇用の機会の確保等に関する要請書を送付し、卒業後３年以内の卒業者に対する新卒枠での応募の受付について更なる取組を要請したところです（別添３，４）。今後、全国の都道府県労働局及びハローワークにおいて、事業主の皆様へ本指針の改正について周知を行ってまいります。

※　雇用対策法第７条において事業主の努力義務として、「青少年の雇用機会の確保」が定められています。事業主が具体的に取り組むべき事項を定めたものが「青少年の雇用機会の確保等に関して事業主が適切に対処するための指針」です。

青少年の雇用機会の確保等に関して
事業主が適切に対処するための指針（抜粋）

（平成19年厚生労働省告示第275号）　※平成19年10月1日施行

第二　事業主が青少年の募集及び採用に当たって講ずべき措置

事業主は、青少年の募集及び採用に当たり、就業等を通じて培われた能力や経験について、過去の就業形態や離職状況、学校等の卒業時期等にとらわれることなく、人物本位による正当な評価を行うべく、次に掲げる措置を講ずるように努めること。

二　意欲や能力を有する青少年に応募の機会を広く提供する観点から、学校等の卒業者についても、学校等の新規卒業予定者の採用枠に応募できるような募集条件を設定すること。**当該条件の設定に当たっては、学校等の卒業者が学校等の卒業後少なくとも3年間は応募できるものとすること。【下線部を平成22年11月15日に追加】**

また、学校等の新規卒業予定者等を募集するに当たっては、できる限り年齢の上限を設けないようにするとともに、上限を設ける場合には、青少年が広く応募することができるよう検討すること。

【根拠法令】 雇用対策法（抜粋）（昭和41年法律第132号）

雇用対策法とは、労働者が自らの能力を有効に発揮し、その雇用の安定が図られるよう、国が講ずる雇用に関しての必要な施策等を規定しているもの

第七条　事業主は、青少年が将来の産業及び社会を担う者であることにかんがみ、その有する能力を正当に評価するための募集及び採用の方法の改善その他の雇用管理の改善並びに実践的な職業能力の開発及び向上を図るために必要な措置を講ずることにより、その雇用機会の確保等が図られるように努めなければならない。

第九条　厚生労働大臣は、前二条に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針を定め、これを公表するものとする。

（別添1－1）

（別添１－２）

○厚生労働省告示第三八五号

雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第九条の規定に基づき、青少年の雇用機会の確保等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成十九年厚生労働省告示第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十一月十五日

厚生労働大臣　細川　律夫

第一中「それを踏まえた措置を講ずることとして差し支えないものである」を「それに留意すること」に改める。

第二中「離職状況」の下に「、学校等の卒業時期」を加え、同第二号中「設定すること。」の下に「当該条件の設定に当たっては、学校等の卒業者が学校等の卒業後少なくとも三年間は応募できるものとすること。」を加え、同第四号中「提供すること。」の下に「また、青少年がジョブ・カード制度を活用して職業能力の開発及び向上を図る場合には、安定した職業に就く機会を提供すること。」を加える。

第三第二号に次の(三)を加える。

(三)　青少年の希望等に応じ、青少年が自ら職業能力の開発及び向上に関する目標を定めるために必要な情報の提供、職業生活設計及び職業訓練の受講等を容易にするための相談機会の確保そ

の他の援助を行うこと。その際には、青少年自らの取組を容易にするため、職業能力評価基準等を活用すること。

（別添2）

募集・採用に当たって

事業主の皆さまへ

3年以内既卒者は新卒枠で応募受付を!!

「青少年雇用機会確保指針」が改正されました

新卒者の就職環境は、大変厳しい状況になっています。

意欲・能力があるにもかかわらず、厳しい就職環境の時期に当たったため、在学中に就職が決まらず就職浪人する既卒者が数多い中、こうした人たちに新卒採用の門戸を閉ざすことは、企業にとっても大きな損失です。

このため、雇用対策法第7条および第9条に基づき、厚生労働大臣が定めた「青少年の雇用機会の確保等に関して事業主が適切に対処するための指針」※に、新卒採用に当たって、少なくとも卒業後３年間は応募できるようにすることなどが追加されました。

【事業主が青少年の募集及び採用に当たって講ずべき措置】

二　意欲や能力を有する青少年に応募の機会を広く提供する観点から、学校等の卒業者についても、学校等の新規卒業予定者の採用枠に応募できるような募集条件を設定すること。**当該条件の設定に当たっては、学校等の卒業者が学校等の卒業後少なくとも三年間は応募できるものとすること**。また、学校等の新規卒業予定者等を募集するに当たっては、できる限り年齢の上限を設けないようにするとともに、上限を設ける場合には、青少年が広く応募することができるよう検討すること。

※　この指針は、事業主の皆さまが、適切に青少年の募集及び採用を行うことができるよう厚生労働大臣が定めたものです。本指針に沿って、学校等を卒業後少なくとも３年以内の方は新卒枠での応募受付を行うなど、若者の雇用機会の拡大にご協力お願いいたします。

（改正の詳細内容など、詳細は次ページ以降をご覧ください）

既卒者を採用する企業を支援する奨励金を創設しました

▶**3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金**　➡大学等を卒業後３年以内既卒者を新卒枠で正規雇用した事業主に、正規雇用での雇い入れから*６ヵ月経過後に１００万円支給*します。

▶**3年以内既卒者トライアル雇用奨励金**　➡中学・高校・大学等を卒業後３年以内の既卒者を有期雇用で育成し、その後、正規雇用に移行させた事業主の方に奨励金を支給します。

・有期雇用期間（原則３ヵ月）：対象者１人につき*月１０万円*

・有期雇用終了後の正規雇用から*３ヵ月経過後に５０万円*

※ あらかじめハローワークへの求人提出が必要です。ご利用に当たっては、事前にハローワークへご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・公共職業安定所

（H22.11.15）

［ 主な改正点 ］

改正その1

新卒者の採用枠に、学校等を卒業後少なくとも３年間は応募できるようにすることが追加されました。

【事業主が青少年の募集及び採用に当たって講ずべき措置】

事業主は、青少年の募集及び採用に当たり、就業等を通じて培われた能力や経験について、過去の就業形態や離職状況、**学校等の卒業時期**等にとらわれることなく、人物本位による正当な評価を行うべく、次に掲げる措置を講ずるように努めること。

二　意欲や能力を有する青少年に応募の機会を広く提供する観点から、学校等の卒業者についても、学校等の新規卒業予定者の採用枠に応募できるような募集条件を設定すること。**当該条件の設定に当たっては、学校等の卒業者が学校等の卒業後少なくとも三年間は応募できるものとすること。**

また、学校等の新規卒業予定者等を募集するに当たっては、できる限り年齢の上限を設けないようにするとともに、上限を設ける場合には、青少年が広く応募することができるよう検討すること。

改正その2

若者がジョブ・カード制度を活用して職業能力の開発・向上を図る場合に、安定した職業に就く機会を提供することが追加されました。

【事業主が青少年の募集及び採用に当たって講ずべき措置】

四　職業経験が少ないこと等により、青少年を雇入れの当初から正社員として採用することが困難な場合には、若年者トライアル雇用等の積極的な活用により、当該青少年の適性や能力等についての理解を深めることを通じて、青少年に安定した職業に就く機会を提供すること。**また、青少年がジョブ・カード制度を活用して職業能力の開発及び向上を図る場合には、安定した職業に就く機会を提供すること。**

ジョブ・カード制度の詳しい情報はこちらをご覧下さい。
（http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/job_card01/index.html ）

改正その3

若者が職業能力の開発・向上についての目標を定めるために、本人の希望に応じて必要な情報提供や相談機会の確保などを行うこと、またその際に、職業能力評価基準等を活用することが追加されました。

【事業主が定着促進のために講ずべき措置】

二　実践的な職業能力の開発及び向上に係る措置

（三）**青少年の希望等に応じ、青少年が自ら職業能力の開発及び向上に関する目標を定めるために必要な情報の提供、職業生活設計及び職業訓練の受講等を容易にするための相談機会の確保その他の援助を行うこと。その際には、青少年自らの取組を容易にするため、職業能力評価基準等を活用すること。**

職業能力評価基準の詳しい情報はこちらをご覧ください。
（http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/syokunou/index.html）

■ 雇用対策法（昭和41年法律第132号）

第7条　事業主は、青少年が将来の産業及び社会を担う者であることにかんがみ、その有する能力を正当に評価するための募集及び採用の方法の改善その他の雇用管理の改善並びに実践的な職業能力の開発及び向上を図るために必要な措置を講ずることにより、その雇用機会の確保等が図られるように努めなければならない。

第九条　厚生労働大臣は、前二条に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針を定め、これを公表するものとする。

青少年の雇用機会の確保等に関して事業主が適切に対処するための指針

（平成十九年厚生労働省告示第二百七十五号）

1　趣旨

　この指針は、雇用対策法第七条に定める事項に関し、事業主が適切に対処することができるよう、我が国の雇用慣行、近年における青少年の雇用失業情勢等を考慮して、事業主が青少年の有する能力を正当に評価するための募集及び採用の方法の改善その他の雇用管理の改善並びに実践的な職業能力の開発及び向上を図るために講ずべき措置について定めたものである。

　なお、中学校、高等学校又は中等教育学校の新規卒業予定者については、経済団体、学校及び行政機関による就職に関する申合せ等がある場合には、それに留意すること。

2　事業主が青少年の募集及び採用に当たって講ずべき措置

　事業主は、青少年の募集及び採用に当たり、就業等を通じて培われた能力や経験について、過去の就業形態や離職状況、学校等の卒業時期等にとらわれることなく、人物本位による正当な評価を行うべく、次に掲げる措置を講ずるように努めること。

一　ミスマッチ防止の観点から、募集及び採用の時点において、業務内容、勤務条件、職場で求められる能力・資質、キャリア形成等についての情報を明示すること。

二　意欲や能力を有する青少年に応募の機会を広く提供する観点から、学校等の卒業者についても、学校等の新規卒業予定者の採用枠に応募できるような募集条件を設定すること。当該条件の設定に当たっては、学校等の卒業者が学校等の卒業後少なくとも三年間は応募できるものとすること。

　また、学校等の新規卒業予定者等を募集するに当たっては、できる限り年齢の上限を設けないようにするとともに、上限を設ける場合には、青少年が広く応募することができるよう検討すること。

三　学校等の新規卒業予定者等の採用時期については、春季の一括採用が雇用慣行として定着しているところであるが、何らかの理由により当該時期を逸した青少年に対しても応募の機会を提供する観点から、通年採用や秋期採用の導入等を積極的に検討すること。

四　職業経験が少ないこと等により、青少年を雇入れの当初から正社員として採用することが困難な場合には、若年者トライアル雇用等の積極的な活用により、当該青少年の適性や能力等についての理解を深めることを通じて、青少年に安定した職業に就く機会を提供すること。また、青少年がジョブ・カード制度を活用して職業能力の開発及び向上を図る場合には、安定した職業に就く機会を提供すること。

　なお、青少年の募集に当たっては、企業の求める人材像や採用選考に当たって重視する点等を明示し、いわゆるフリーター等についても、その有する適性や能力等を正当に評価するとともに、応募時点における職業経験のみならず、ボランティア活動の実績等を考慮するなど、その将来性も含めて長期的な視点に立って判断することが望ましい。

また、採用内定を行うに当たっては、採否の結果を明確に伝えるとともに、確実な採用の見通しに基づいて行うものとすること。採用内定者に対しては、文書により、採用の時期、採用条件及び内定の取消し事由等を明示するとともに、採用内定者が学校等を卒業することを採用の条件としている場合についても、内定時にその旨を明示するよう留意すること。

さらに、採用内定者について労働契約が成立したと認められる場合には、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない採用内定取消しは無効とされることについて十分に留意し、採用内定取消しを防止するため、最大限の経営努力を行う等あらゆる手段を講ずること。また、やむを得ない事情により採用内定取消しの対象となった学校等の新規卒業予定者の就職先の確保について最大限の努力を行うとともに、これらの者からの補償等の要求には誠意を持って対応するものとすること。

3　事業主が定着促進のために講ずべき措置

一　雇用管理の改善に係る措置

事業主は、青少年について、早期に離職する者の割合が高いことを踏まえ、職場への定着を図る観点から、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

（一）青少年が、採用後の職場の実態と入社前の情報に格差を感じることのないよう、業務内容、勤務条件、職場で求められる能力・資質、キャリア形成等についての情報を明示すること。

（二）意欲や能力を有する青少年に安定した雇用機会を提供するため、期間を定めて雇用されていること等により不安定な雇用状態にある青少年が希望した場合に、正社員への登用の可能性が与えられるような仕組みを検討すること。

二　実践的な職業能力の開発及び向上に係る措置

事業主は、青少年の職場への定着を図る観点から、職業に必要な実践的な職業能力の開発及び向上を図ることが重要であることにかんがみ、次に掲げる措置を講ずるよう努めること。

（一） OJT（業務の遂行の過程内において行う職業訓練）及びOFF-JT（業務の遂行の過程外において行う職業訓練）を計画的に実施すること。

（二）職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十条の二第二項に規定する実習併用職業訓練を必要に応じ実施すること。

（三）青少年の希望等に応じ、青少年が自ら職業能力の開発及び向上に関する目標を定めるために必要な情報の提供、職業生活設計及び職業訓練の受講等を容易にするための相談機会の確保その他の援助を行うこと。その際には、青少年自らの取組を容易にするため、職業能力評価基準等を活用すること。

（別添３）

平成 22 年 11 月 15 日

主要経済団体の長　殿

青少年の雇用機会の確保等に関する要請書

新卒者の就職環境は依然として厳しく、また、今春の未就職卒業者は約 7.5 万人（前年度比約 3.1 万人増）にのぼっており、いったん卒業すると、新卒枠への応募機会が極めて限定されるため、正社員として就職することが困難になり、フリーターとして労働市場に滞留することが懸念されます。

このような状況を踏まえ、１０月８日に文部科学大臣及び経済産業大臣との連名により、貴団体を含む主要経済団体に対し、「新規学校卒業者等の採用に関する要請書」を送付し、新卒者及び未就職卒業者のための採用枠の拡大、追加求人の提出及び学校等を卒業後３年以内の未就職卒業者の新卒枠での応募受付等のお願いをしました。

今般、事業主の皆様に一層の取組をお願いするために、雇用対策法に基づく「青少年の雇用機会の確保等に関して事業主が適切に対処するための指針」（※）の一部を改正し、本日公布・施行したところです。

今般の改正においては、事業主は、学校等の新卒者の採用枠に、学校等の卒業者が学校等の卒業後少なくとも３年間は応募できるようにすべきものとすること等を新たに盛り込んだところです。

本指針に基づき、今後、全国の都道府県労働局及びハローワークにおいて、事業主の皆様へ本指針の改正についての周知を行っていきます。産業界の皆様におかれましても、将来にわたる日本経済の競争力・生産性の向上を図るため、こうした取組に御理解をいただき、少なくとも学校等卒業後３年以内の卒業者の新卒枠での応募受付について努力を改めてお願いする次第です。

また、新卒者の厳しい就職環境を少しでも改善し、将来ある新卒者の就職の機会を確保するため、採用枠の拡大、追加求人の提出についても改めて努力をお願いいたします。

貴団体におかれましては、私どもの要請に何卒深い御理解を賜り、傘下団体及び事業主の皆様に趣旨を徹底していただきたく、御協力をお願い申し上げます。

（※）雇用対策法第７条において事業主の努力義務として、「青少年の雇用機会の確保」が定められています。事業主が具体的に取り組むべき事項を定めたものが「青少年の雇用機会の確保等に関して

事業主が適切に対処するための指針」です。

厚生労働大臣

（　署　名　）

（別添４）

青少年の雇用機会の確保等に関する要請先

計　２４５団体

板硝子協会
インターネット協会
映画産業団体連合会
大手家電流通懇談会
音楽産業・文化振興財団
海外通信・放送コンサルティング協力
家電製品協会
カメラ映像機器工業会
関西経済連合会
関西情報・産業活性化センター
関東ゴルフ会員権取引業協同組合
企業情報化協会
九州経済連合会
共用品推進機構
組込みシステム技術協会
経済同友会
結婚相手紹介サービス協会
国際アイティー財団
国際情報化協力センター
コンピュータエンターテインメント協会
コンピュータ教育開発センター
コンピュータソフトウェア協会
写真感光材料工業会
出版文化産業振興財団
新機能素子研究開発協会
信託協会
新日本スーパーマーケット協会
情報サービス産業協会
情報通信ネットワーク産業協会
人工知能研究振興財団
スポーツ健康産業団体連合会
精糖工業会
生命保険協会
石炭エネルギーセンター
石油化学工業協会
石油連盟
セメント協会
全国観光写真事業協同組合
全国学習塾協会
全国学習塾協同組合
全国共済農業協同組合連合会
全国銀行協会
全国建設業協会
全国こころの会葬祭事業協同組合
全国商工会連合会
全国商工団体連合会
全国商店街振興組合連合会
全国信用金庫協会
全国乗用自動車連合会
全国セレモニー事業協同組合
全国ソフトウェア協同組合連合会
全国地域情報産業団体連合会(ANIA)
全国地方銀行協会
全国中小企業団体中央会
全国鉄鋼販売業連合会
全国電機商業組合連合会
全国農業協同組合中央会
全国農業協同組合連合会
全国木工機械工業会
全国労働金庫協会
全日本紙製品工業組合
全日本冠婚葬祭互助協会

全日本航空事業連合会
全日本広告連盟
全日本葬祭業協同組合連合会
全日本鍛造協会
全日本遊園施設協会
全日本ゴルフ練習場連盟
全日本トラック協会
ソフトウェア情報センター
タングステン・モリブデン工業会
第二地方銀行協会
大日本水産会
中部経済連合会
超音波工業会
電気機能材料工業会
電気事業連合会
電気硝子工業会
電気通信協会
電機・電子・情報通信産業経営者連盟
電子回路基板技術振興財団
電子情報技術産業協会
電線工業経営者連盟
電池工業会
電波技術協会
東北経済連合会
特殊鋼倶楽部
トロン協会
西日本遊園地協会
日本アルミニウム協会
日本イベント産業振興協会
日本医療機器産業連合会
日本印刷産業連合会
日本運搬車両機器協会
日本エステティック振興協議会
日本オーディオ協会
日本化学工業協会
日本化学繊維協会
日本ガス協会
日本硝子製品工業会
日本機械工業連合会
日本記録メディア工業会
日本クレジット協会
日本経済団体連合会
日本計量機器工業連合会
日本絹人繊織物工業連合会
日本建設機械工業会
日本港運協会
日本光学工業協会
日本航空宇宙工業会
日本鉱業協会
日本工作機械工業会
日本工作機器工業会
日本広告業協会
日本婚礼写真協会
日本ゴム工業会
日本ゴルフトーナメント振興協会
日本ゴルフ場事業協会
日本コンピュータシステム販売店協会
日本サッシ協会
日本産業機械工業会
日本産業訓練協会
日本産業車両協会
日本写真館協会
日本酒造組合中央会
日本出版協会
日本出版取次協会
日本証券業協会
日本商工会議所
日本商品先物取引協会
日本照明器具工業会
日本食品機械工業会
日本食糧協会
日本ショッピングセンター協会

日本伸銅協会
日本新聞協会
日本新聞販売協会
日本自家用自動車管理業協会
日本自動車機械工具協会
日本自動車工業会
日本自動車車体工業会
日本自動車タイヤ協会
日本自動車販売協会連合会
日本自動車部品工業会
日本情報技術取引所
日本情報システム・ユーザー協会
日本情報処理開発協会
日本人材派遣協会
日本水晶デバイス工業会
日本スーパーマーケット協会
日本スパ協会
日本スパ振興協会
日本製缶協会
日本製紙連合会
日本製薬団体連合会
日本船主協会
日本染色協会
日本専門店会連盟
日本専門店協会
日本繊維機械協会
日本繊維産業連盟
日本全身美容協会
日本倉庫協会
日本ソフトウェア産業協会
日本損害保険協会
日本造船工業会
日本チェーンストア協会
日本チェーンドラッグストア協会
日本中小企業団体連盟
日本鉄鋼連盟
日本鉄塔協会
日本鉄道車輌工業会
日本テニス事業協会
日本展示会協会
日本ディスプレイ業団体連合会
日本データ通信協会
日本電化協会
日本電機工業会
日本電気計測器工業会
日本電気制御機器工業会
日本電球工業会
日本電子回路工業会
日本電子部品信頼性センター
日本電線工業会
日本陶業連盟
日本時計協会
日本ドライブイン協会
日本ねじ工業協会
日本ネットワークインフォメーションセンター
日本農業機械工業会
日本配線器具工業会
日本配電制御システム工業会
日本歯車工業会
日本発毛促進協会
日本半導体製造装置協会
日本バス協会
日本バンケット事業協同組合
日本パブリックゴルフ場事業協会
日本百貨店協会
日本肥料アンモニア協会
日本ファインセラミックス協会
日本フィットネス産業協会
日本福祉用具・生活支援用具協会
日本フランチャイズチェーン協会
日本フルードパワー工業会
日本ブライダル事業振興協会

日本分析機器工業会
日本ベアリング工業会
日本包装機械工業会
日本縫製機械工業会
日本ホテル協会
日本翻訳連盟
日本貿易会
日本紡績協会
日本ボウリング場協会
日本ボウリング場事業協同組合
日本ボランタリー・チェーン協会
日本民営鉄道協会
日本民間放送連盟
日本綿スフ織物工業連合会
日本メンテナンス工業会
日本毛髪業協会
日本洋酒酒造組合
日本羊毛紡績会
日本リゾートクラブ協会
日本旅行業協会
日本冷凍空調工業会
日本冷凍空調設備工業連合会
日本ロボット工業会
ニューメディア開発協会
ハイパーネットワーク社会研究所
日本半導体ベンチャー協会
光産業技術振興協会
東日本遊園地協会
ビール酒造組合
ビジネス機械・情報システム産業協会
ファジィシステム研究所
普通鋼電炉工業会
不動産協会
プレハブ建築協会
民間語学教育事業者協議会
リース事業協会
レジャー・スポーツダイビング産業協会
ＡＳＰ・ＳａａＳインダストリ・コンソーシアム
ＩＴコーディネータ協会